

第 8 期東大阪市分別収集計画

平成 2 8 年 7 月

1 計画策定の意義

快適でうるおいある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市の一般廃棄物を最終処分している大阪湾広域臨海環境整備センター処分場の受け入れは平成 3 9 年度で終了し、その後の受け入れ計画が未定であることから、最終処分量の削減が急務である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R についての取り組みが進むことで、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用、更には循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制を促進するため、環境教育等により市民意識の向上を図る。
- ・ 容器包装廃棄物の再使用を促進するため、繰り返し使用できる容器の普及・啓発を図る。
- ・ 容器包装廃棄物の再生利用を促進するため、分別回収施策の拡充と周知を図る。
- ・ 容器包装廃棄物の分別収集を推進するため、市民と行政の協働による施策の展開を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成 2 9 年 4 月を始期とする 5 年間とし、平成 3 1 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、段ボール、紙パック、その他紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
容器包装廃棄物	26, 699t	26, 727t	26, 779t	26, 796t	26, 646t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要であるため、東大阪市廃棄物減量等推進審議会における施策の検討並びに東大阪市民ごみ減量推進委員会における市民・事業者・行政の意見交換を活発にするとともに、地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員との活動連携の緊密化を図る。

・環境教育の普及啓発

資源の枯渇や最終処分場のひっ迫など、山積する課題に対して市民理解の深化とごみ減量行動の実践を促すため、学校園や保育所、自治会等に出向いて環境教育出前講座を開催するとともに、講座の活用拡大を図るための周知活動および講座メニューの内容検討・拡充に取り組む。

・買い物袋の持参の徹底と過剰包装の抑制

環境にやさしい生活及び経営を定着させるため、市民に向けては繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参の普及啓発等を行い、事業者に対しては簡易包装の促進やレジ袋削減に係る取り組みについて働きかけを行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、東大阪市及び東大阪都市清掃施設組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装（以下、「スチール製容器」と表記する。）	あきかん・あきびん
主としてアルミニウム製の容器包装（以下、「アルミ製容器」と表記する。）	
主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白色ガラス製のものを除く。）（以下、「ガラス製容器」と表記する。）	
主として段ボール製の容器包装（以下、「段ボール」と表記する。）	段ボール
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）（以下、「紙パック」と表記する。）	紙パック
主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）（以下、「その他紙製容器包装」と表記する。）	その他紙製容器包装

主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器（以下、「ペットボトル」と表記する。）	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装（飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）（以下、「プラスチック製容器包装」と表記する。）	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第8条第2項第4号）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
スチール製容器	603t	600t	596t	593t	588t
アルミ製容器	290t	289t	287t	286t	283t
無色の ガラス製容器	(合計) 927t	(合計) 922t	(合計) 916t	(合計) 911t	(合計) 904t
	(引渡) (独自処理) 0t 927t	(引渡) (独自処理) 0t 922t	(引渡) (独自処理) 0t 916t	(引渡) (独自処理) 0t 911t	(引渡) (独自処理) 0t 904t
茶色の ガラス製容器	(合計) 824t	(合計) 820t	(合計) 815t	(合計) 810t	(合計) 803t
	(引渡) (独自処理) 0t 824t	(引渡) (独自処理) 0t 820t	(引渡) (独自処理) 0t 815t	(引渡) (独自処理) 0t 810t	(引渡) (独自処理) 0t 803t
その他の ガラス製容器	(合計) 971t	(合計) 965t	(合計) 960t	(合計) 954t	(合計) 946t
	(引渡) (独自処理) 665t 306t	(引渡) (独自処理) 660t 305t	(引渡) (独自処理) 657t 303t	(引渡) (独自処理) 653t 301t	(引渡) (独自処理) 647t 299t
段ボール	1,888t	1,878t	1,867t	1,857t	1,841t
紙パック	139t	139t	138t	137t	136t
その他紙製 容器包装	(合計) 1t	(合計) 1t	(合計) 1t	(合計) 1t	(合計) 1t
	(引渡) (独自処理) 0t 1t	(引渡) (独自処理) 0t 1t	(引渡) (独自処理) 0t 1t	(引渡) (独自処理) 0t 1t	(引渡) (独自処理) 0t 1t
ペットボトル	(合計) 683t	(合計) 680t	(合計) 676t	(合計) 672t	(合計) 666t
	(引渡) (独自処理) 683t 0t	(引渡) (独自処理) 680t 0t	(引渡) (独自処理) 676t 0t	(引渡) (独自処理) 672t 0t	(引渡) (独自処理) 666t 0t
プラスチック製 容器包装	(合計) 2,176t	(合計) 2,163t	(合計) 2,151t	(合計) 2,139t	(合計) 2,121t
	(引渡) (独自処理) 2,176t 0t	(引渡) (独自処理) 2,163t 0t	(引渡) (独自処理) 2,151t 0t	(引渡) (独自処理) 2,139t 0t	(引渡) (独自処理) 2,121t 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは下記のとおり算定する。

1人当たりの分別基準適合物等の収集実績量（直近2ヶ年度の平均値） × 推計人口

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
推計人口（人）	491,564	488,813人	486,062人	483,312人	479,243人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、市民団体や自治会による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器（紙パック）については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとし、アルミ製容器のうち飲料用アルミ缶、ガラス製容器のうちリターナブルびん、段ボールについては市と集団回収団体の両方により分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	あきかん・あきびん	定期収集	一部事務組合
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	段ボール			
	紙パック	紙パック	(集団回収)	
	その他紙製容器包装	その他紙製容器包装	拠点回収	
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	定期収集 拠点回収	一部事務組合
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	定期収集	一部事務組合 民間業者

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトルの分別収集の実績を見据え、選別、圧縮・保管している施設の効率化を図る。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間 処理
スチール製容器	あきかん・あきびん	袋	パッカー車	一部事務 組合
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
段ボール	段ボール	紐	パッカー車	
その他紙製容器包装	その他紙製容器包装	紐	パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	一部事務 組合
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋	パッカー車	一部事務 組合

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・一般廃棄物処理基本計画の策定及びその他重要施策等について審議するため市長の附属機関である東大阪市廃棄物等減量推進審議会を設置し、効果的かつ効率的な施策体系の構築を図る。
- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された東大阪市民ごみ減量推進委員会を設置し、推進体制を整備する。
- ・自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度を導入し、各自治会に1人ずつ地域ごみ減量推進員を配置し、加えて、地域ごみ減量推進員を補佐するため、おおむね50世帯に1人ずつ地域ごみ減量協力員を配置する。
- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。